

第17回新潟市景観審議会

日 時 平成23年2月8日(火) 午前10時から
会 場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第1委員会室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 審議会会長および会長職務代行者の選出

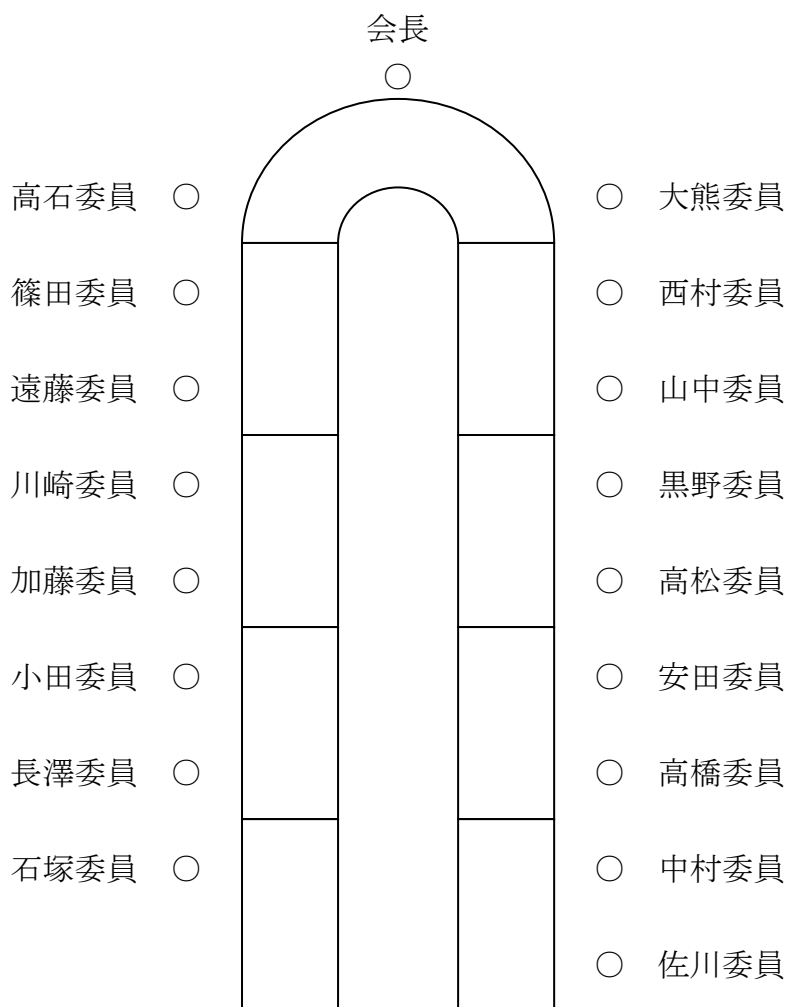
(2) 新潟市景観審議会および新潟市屋外広告物審議会の統合の
報告

(3) その他

4 閉 会

第17回新潟市景観審議会 座席表

日時 平成23年2月8日(火) 午前10時から
会場 新潟市役所本庁舎 本館6階 議会第1委員会室



第11期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：平成22年9月1日から平成24年8月31日まで)

知識経験を有する者

新潟大学名誉教授	大熊	孝
新潟大学工学部教授	西村	伸也
新潟県立大学国際地域学部教授	山中	知彦
新潟大学工学部准教授	黒野	弘靖
日本ユニバーサルカラープランナー協会	高松	智子
NPO法人まちづくり学校	安田	文子
弁護士（新潟県弁護士会）	長谷川	均
新潟市消費者協会副会長	高橋	昌子
写真家	中村	脩

市民

公募	佐川	清士
公募	石塚	保
公募	長澤	千夏

関係団体の意見を代表する者

(社)新潟市建設業協会副会長	小田	等
(社)新潟県建築士会新潟支部	山本	恵子
新潟県広告美術業協同組合理事長	加藤	紘一
(社)新潟市造園建設業協会理事長	川崎	弘
(社)新潟県商工会議所連合会専務理事	遠藤	修司
新潟市ホテル旅館業連絡協議会会長	篠田	孝

関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官	高石	将也
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	山森	和敏

景観審議会および屋外広告物審議会の 統合の報告

経過報告

平成4年9月1日～

新潟市景観審議会

平成8年1月22日～

新潟市屋外広告物審議会

新潟市景観審議会

平成21年10月1日～

- これまで景観は「誘導」、屋外広告物は「規制」を目的としていたため独立の審議会であった
- 景観法(平成16年公布・施行)と市景観条例においても規制の手法が追加された
- 景観法では景観計画に屋外広告物に関する事項を定めることが明記され、一方で審議した内容を他方で報告する可能性もある

両審議会を統合し、両方の事項を総合的に調査・審議する体制に

統合後の新潟市景観審議会

位置づけ

新潟市附属機関設置条例第2条により設置された市の附属機関

所掌事務

- 1 市長の諮問に応じ、新潟市景観条例の規定に基づく景観の形成に関して必要な事項を調査審議すること。
- 2 市長の諮問に応じ、新潟市屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物の規制等に関して必要な事項を調査審議すること。
- 3 前2項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。

統合後の新潟市景観審議会

次の事項について、景観審議会の意見が必要。

新潟市景観条例

- 景観計画の制定・変更(第4条)
- 景観重要建造物の指定・不指定(第14条・第15条)
- 景観重要樹木の指定・不指定(第19条・第20条)

新潟市屋外広告物条例

- 許可基準・規格基準・適用除外基準の設定・変更
- 禁止地域・禁止物件の指定・変更
- 広告物活用地区の指定
- 広告物協定の認定・認定の取消し (全て第27条)

新潟市の景観行政の概要



関係法令・条例等



新潟市都市景観条例(旧条例)

平成 4年3月27日制定 同年 4月 1日施行

景観法

平成16年6月18日公布 同年12月17日施行

新潟市景観計画

平成19年2月 6日告示

新潟市景観条例(旧条例の全部改正)

平成19年3月26日制定 同年 4月 1日施行

新潟市景観計画

景観計画区域

新潟市全域



福島潟(北区)

基本理念

- 四季折々の表情にあふれる豊かな自然を大切にする
- 情緒あふれる歴史文化と豊かな人情を大切にする
- 田園につつまれ持続するまちとして、活気やにぎわいを大切にする
- 市民が主体となって景観づくりを進める

新潟市景観計画

基本目標

- 自然を活かしたうるおいのある景観の形成
- 歴史と文化を感じさせる深みのある景観の形成
- 個性豊かなにぎわいのある景観の形成
- 市民主体のふれあいとやすらぎを感じさせる景観の形成



白根大凧合戦(南区)

新潟市景観計画

実現に向けての基本姿勢

- まもり、そだて、つくり、つたえる
- 市民・事業者・市が一体となって進める
- 長期的、総合的な取り組み



夏井のはさ木(西蒲区)

新潟市景観計画に基づく取り組み

実現の手法

市民参加 の推進

- 景観形成推進組織の認定と助成
- まちなみ整備なじらね協定促進事業
- 新潟市景観ネットワークと開港5都市景観まちづくり会議
- 景観まちづくり教育

良好な景観 の形成

- 景観計画区域内の行為の届出
- 特別区域の指定
- 景観アドバイザー制度
- 信濃川沿岸におけるきめ細やかなルールづくり
- 景観重要建造物・樹木の指定

景観形成推進組織の認定と助成

一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定。認定された景観形成推進組織の活動に対して、助成金交付要綱に基づき助成金を交付。(条例第24条)(上限:20万円/年度、5カ年度まで)

平成7年以降、これまで5つの組織を認定し、支援を実施。

認定組織名称	認定年度
二葉町1丁目1区景観形成推進会	平成7年度
二葉町1丁目2区景観形成推進会	平成12年度
ウェルカム下町推進委員会	平成14年度
小須戸本町通り街並みを考える会	平成21年度
本町再生プロジェクト	平成22年度



勉強会の様子

まちなみ整備なじらね協定促進事業

地域の歴史、伝統、文化風情等が感じられるまちなみが残っている地域や、日常的に人通りやにぎわいの見込める地域(駅周辺や商店街等)において、住宅等の所有者等が相互に協定を締結し、魅力的な景観形成につながる改修について、基本計画図の作成費用や、改修費用の一部を助成する。

補助対象費用		限度額
基本計画作成費	権利者間の意向調整と基本計画図の作成に要する費用	1地区あたり要した費用の1/2 かつ15万円以内
建築物工事費	建築物の屋根, 外壁, 雁木等の改修工事に要する費用(道路に面する部分に限る)	1軒あたり要した費用の1/2 かつ50万円以内
工作物工事費	門, 塀, かき, 柵, 看板等の築造, 改造等(改造に伴うブロック塀の撤去を含む)に要する費用(道路に面する部分に限る)	1軒あたり要した費用の1/2 かつ25万円以内

まちなみ整備なじらね協定促進事業

平成20年以降、2つの地区を認定し、助成を実施。

認定地区	認定年度	助成実績
上古町地区(中央区)	平成20年度	基本計画作成費、建築物工事費33件
亀田本町地区(江南区)	平成21年度	建築物工事費1件、工作物工事費1件



助成を活用した改修事例
(江南区 亀田本町地区)



新潟市景観ネットワーク

会員相互のまちづくりに対する理念や活動を尊重しながら、各地で展開されている市民主体の景観づくりに関する情報を共有・発信し、新潟らしい景観の実現に寄与することを目的に活動。平成7年6月発足。

＜活動内容＞

- 「開港5都市景観まちづくり会議」新潟大会の開催
 - 会報誌の発行
 - 景観講座の開催
- など



景観講座の様子

開港5都市景観まちづくり会議

開港5都市(函館、横浜、神戸、長崎、新潟)の市民が、景観、歴史、文化、環境などを大切にまもり、愛着をもってそだて、個性豊かで魅力あるまちづくりを行うため、相互交流を通して課題を協議し、開港5都市のまちづくりの推進に資することを目的に開催。

会議は、5都市の持回りで毎年開催。

新潟市は新潟市景観ネットワークが中心となった実行委員会により平成7、13、19年度に大会を開催。



平成19年度新潟大会分科会(現地視察)の様子

景観まちづくり教育

誇りと愛着を持つことのできる美しいまちをつくり、育て、次の世代へと伝えていくために、こどもの頃から身近な景観やまちづくりに対する関心を持ち、意識を高めてもらおうことを目的に「景観まちづくり教育」を推進。

＜現在の取り組み内容＞

- 国等の学校向け支援策の周知
- 市内の取り組み事例の情報収集と紹介
- 景観アドバイザーによる小学校での授業(予定)



小須戸小・中学校合同による取り組みの様子(秋葉区)

新潟市景観計画に基づく取り組み

実現の手法

市民参加 の推進

- 景観形成推進組織の認定と助成
- まちなみ整備なじらね協定促進事業
- 新潟市景観ネットワークと開港5都市景観まちづくり会議
- 景観まちづくり教育

良好な景観 の形成

- 景観計画区域内の行為の届出
- 特別区域の指定
- 景観アドバイザー制度
- 信濃川沿岸におけるきめ細やかなルールづくり
- 景観重要建造物・樹木の指定

景観計画区域内の行為の届出

経過

平成 5年6月～

大規模な建築行為等に届出義務(旧条例に基づく)

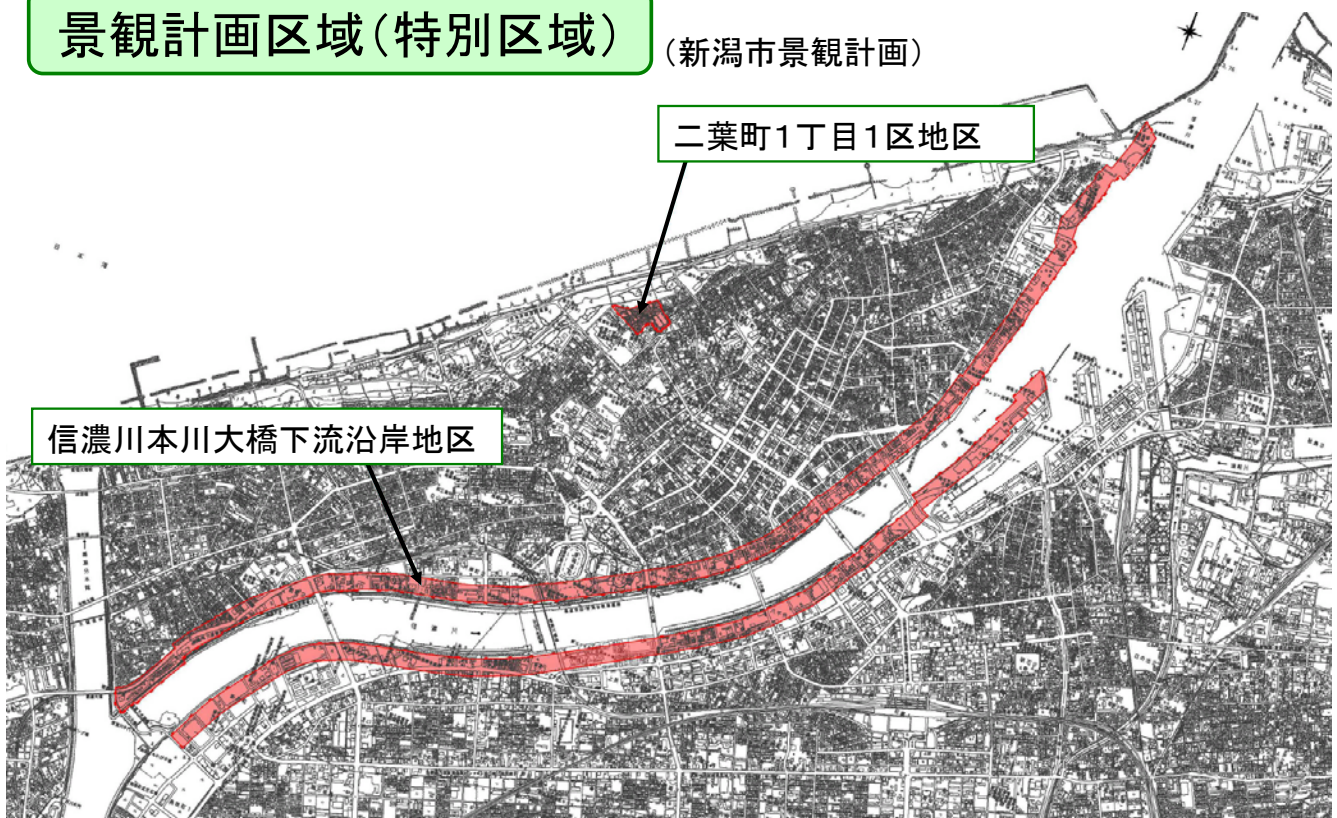
平成19年4月～

景観法と現条例に基づく「景観計画区域内における行為の届出制度」に移行(法第6条、条例第7条、第8条、第9条)

景観計画区域内の行為の届出

景観計画区域(特別区域)

(新潟市景観計画)



景観計画区域内の行為の届出

特別区域 二葉町1丁目1区地区

- 平成7年10月 景観に関するルールづくりに向けた地元組織発足
市:景観形成推進組織に認定、活動を支援
- 平成10年3月 都市景観形成地区に指定
- 平成19年2月 新潟市景観計画の特別区域に移行

【届出対象行為】

- 軒の高さが7mを超え、又は工事に係る床面積の合計が70㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 など

【景観形成基準】

- 外観を常に美しく保つようその維持管理に努めること。
- 敷地の道路と接する部分には、門灯等の照明設備を配置し、安全で明るい夜のまちなみづくりに努めること など



景観計画区域内の行為の届出

特別区域 信濃川本川大橋下流沿岸地区

- 平成15年頃～ 高さ50mを超える計画が増える
平成18年7月 大規模な建築行為等の具体的な指針(新潟市景観ガイドライン)の公表
平成19年2月 新潟市景観計画の特別区域に移行

【届出対象行為】

- 高さが15mを超え、又は延べ面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 など (一般区域と同じ)

【景観形成基準】

- 信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバックなどにより、歩行者に等に圧迫感を与えないよう努めること。
○スカイラインの連続性を保つため、高さを50m以下とすること。 など



景観アドバイザー制度

景観計画区域内における行為の届出等、屋外広告物の景観事前協議、風致地区内行為の事前審査、その他任意の相談において、建築物や工作物、広告物等の意匠や色彩及び緑化等について、周辺環境との調和の視点から専門家によるアドバイスを行う。

制度開始	平成5年度
アドバイス件数	年間約160件程度
開催頻度	アドバイザー相談 2回／月 アドバイザー会議 1回／月
専門分野	景観審議会委員、建築物意匠、色彩・デザイン、造園緑地計画、広告物

信濃川沿岸におけるきめ細やかなルールづくり

本市のシンボルである萬代橋が架かり、中心部でありながら開放的な空間が広がる信濃川沿岸地域において、高層マンションの建設が多くなり、景観計画における高さ規制だけでは良好な景観形成の推進が難しいことから、市民・事業者と共にきめ細やかなルールづくりの検討を行う。



萬代橋景観まちづくり企画会議の様子

信濃川沿岸におけるきめ細やかなルールづくり

年度	内容	
平成19年度	基本調査(業務委託)	現況の把握及び解析、イメージ図の作成、制度の検証
	新潟港・信濃川沿岸の景観形成のあり方検討研究会	市民・有識者・建築関係者・行政が一体となり今後の新潟港・信濃川沿岸の景観形成のあり方を検討するために、ワークショップ形式の研究会を開催し、提言書の作成を行った。
平成20年度 平成21年度	萬代橋景観まちづくり企画会議	近隣住民、事業者、市民団体、行政が一体となり、萬代橋右岸橋詰で計画中の共同住宅建設事業や万代2丁目地区や萬代橋周辺のまちづくりについて、方針や課題の整理を行った。
平成22年度	萬代橋周辺まちづくり協議会準備会	萬代橋周辺でのエリアマネジメント組織の設立に向け、関係行政機関、市民団体、関係事業者と調整を行った。

景観重要建造物・樹木の指定

地域のシンボルとなる建築物、土木構造物、樹木の優れた外観を守り、地域の良好な景観の維持、形成を図る。
指定物件の外観の変更は規制を受ける。

(景観法第19条～第35条、条例第14条～第23条)

指定の方針

(新潟市景観計画)

道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見ことができ、次に示す項目に該当するもののうち、市民に親しまれ地域の景観形成上重要と認められる建造物及び樹木を、所有者と協議して指定する。

(1) 景観重要建造物

外観が歴史的または文化的或いはシンボリックな特徴を有する建造物

(2) 景観重要樹木

健全で、樹容が美観上優れ、シンボリックな樹木

新潟市の屋外広告物行政の概要

関係法令・条例等

屋外広告物法

昭和24年6月3日公布

同年9月1日施行

新潟市屋外広告物条例

平成7年12月26日制定

平成8年4月1日施行

平成8年4月の中核市移行により市内における屋外広告物の事務権限が新潟県から新潟市に移行され、規制に必要な基準を定めた新潟市屋外広告物条例を新潟市が制定。

新潟市屋外広告物条例の概要

屋外広告物とは

- 屋外の看板やはり紙などで、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示されるもの。(法第2条)
- 内容が営利的なものかどうかは問わない。
- 自己の所有する敷地内に表示するものも該当。

商業広告のほか、案内板や建築物の壁面に表示された企業のシンボルマークなども屋外広告物。



新潟市屋外広告物条例の概要

禁止物件

(条例第8条)

次の物件に広告物は表示・設置不可。

- 橋、トンネル、高架構造物、分離帯など
- 擁壁の類
- 街路樹、市指定の保存樹
- 信号機、道路標識、道路上の柵など
- 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器
- 送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- 銅像、神仏像、記念碑の類
など



新潟市屋外広告物条例の概要

禁止広告物

(条例第9条)

次の広告物は表示できない。

- 著しく汚染、退色、または塗装等の剥離したもの
- 著しく破損、または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれのあるもの
- 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

新潟市屋外広告物条例の概要

禁止地域

(条例第7条)

次の地域・場所(市長が指定)に広告物は表示・設置不可。

- 白山、新潟海浜、第1秋葉、第2秋葉風致地区
- 旧新潟税関、新潟県議会旧議事堂、萬代橋、旧笹川家住宅など(文化財保護法の指定地域)
- 的場遺跡、緒立遺跡(新潟県文化財保護条例の指定地域)
- 市街化調整区域等の高速道路、新幹線の敷地境界線の両側300mの区域
- 市指定の保存樹木のある区域
- 市都市公園条例で告示された都市公園
- 佐渡弥彦米山国定公園
- 新潟駅前広場及びその周囲など



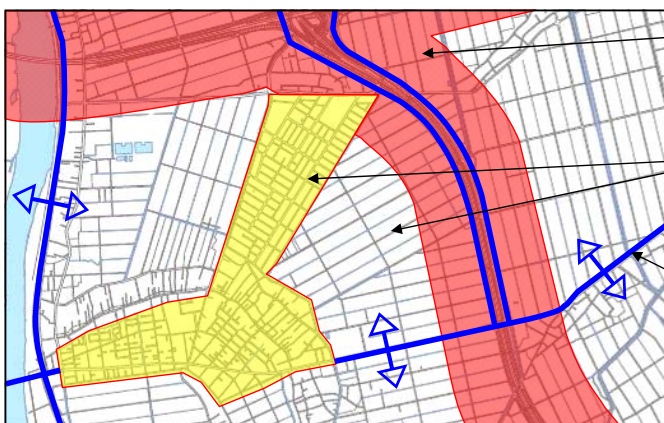
新潟市屋外広告物条例の概要

許可地域

(条例第3条)

- 禁止地域以外の新潟市全域が屋外広告物の許可地域。
- 許可地域では、広告物を表示・設置する際にあらかじめ市長の許可が必要。

【禁止地域と許可地域】



■禁止地域■
市街化調整区域等で高速道路・新幹線の敷地境界から300m以内(桃色)

■許可地域■
○市街化区域等(黄色)
○禁止地域以外の市街化調整区域等(白色)

■後退規制■(野立て広告塔・野立て広告板)
市街化調整区域等の一般国道、主要地方道、鉄道等(青線)の敷地境界線からの後退距離
○自家用広告物:2m以上
○非自家用広告物:50m以上(禁止区域は設置不可)

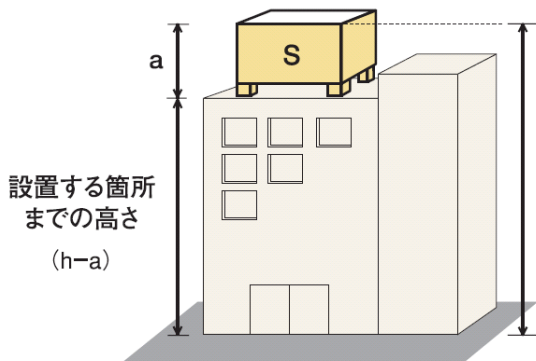
新潟市屋外広告物条例の概要

広告物の規格

(条例第6条)

広告物は、広告物の種類ごとに定めた規格(大きさ・設置方法など)を守らなければならない。

【規格の例】 屋上広告



- ・ 1つの面に1つの広告内容
- ・ 総面積 $S \leq 1$ つの建物につき 300m^2 かつ1面につき 100m^2 以内(鉄筋コンクリート造等の建物の場合)
- ・ $S \leq 30\text{m}^2$ (鉄筋コンクリート造等以外)
- ・ 最高高さ $h \leq 48\text{m}$
- ・ 広告物の高さ $a \leq 15\text{m}$ かつ設置高さの $2/3$ 以下($a \leq (h-a) \times 2/3$)
- ・ 設置する建物の壁面からはみださない

新潟市屋外広告物条例の概要

適用除外

(条例第10条)

社会生活上必要なもので、基準に適合するものは規制の一部を適用しない。

【禁止地域、許可地域、禁止物件に許可不要で掲出可】

- 法令の規定により表示する広告物
- 公職選挙法による選挙運動用ポスター等
- 国・地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物
- 講演会などのためにその内容を会場の敷地内に表示するもの
- 冠婚葬祭・祭礼のために一時的に表示するもの など

【禁止地域、許可地域に許可不要で掲出可】

- 自家用広告物等で5個以内(禁止地域は3個以内)、合計面積 10m^2 以内
- 管理用広告物で2個以内、合計面積 10m^2 以内 など

新潟市屋外広告物条例の概要

屋外広告業の登録

(条例第22条、第22条の2)

- 屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業を「屋外広告業」という。
- 市内で屋外広告業を営もうとする場合は、あらかじめ市への登録手続きが必要。(登録業者以外は施工不可。)
- 具体的には施工業者が対象。広告を取り次ぐだけ、看板を製作するだけなど、施工を請け負わない場合は対象外。

屋外広告物適性化

現況調査

- 屋外広告物の違反状況を把握するため、調査路線を選定し、現況調査を行う。
- 調査結果に基づき、法令や条例に違反して設置されている広告物に対して、是正通知を行い、改修や撤去など違反状況の改善を図る。

違反簡易広告物の除却

電柱・電話ボックスなどの屋外広告物禁止物件に、違法なはり紙、はり札等、広告旗、立看板等が設置されていることから、主要な駅周辺で違反簡易広告物を除却。

今後の景観行政の取組み

取組みの方向

- 地域ごとの歴史や文化を大切にした、地域に根ざした景観づくりが必要。
- そのためには地域住民や事業者が主体となった継続的な取組みが不可欠。
- 地域活動の結果として特別区域の指定や、地区計画・緑地協定の活用を期待する。

実現に向けた課題

- 地域活動を支援する各種制度の周知と、地域の状況に即した支援の実施。

今後の屋外広告物行政の取組み

取組みの方向

- 引き続き適性化を実施し、違反状況の改善を図る。
- 広告業者だけでなく、広告主にも屋外広告物の許可制度の理解を深めてもらい、違反広告物の発生を抑える。

実現に向けた課題

- 屋外広告物の許可制度の周知方法の工夫。